⑵　社会福祉施設等

高齢人口の増加等に伴う介護・福祉需要の急激な増加に対応しつつ、多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができるよう、特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備を推進する。また、地域のニーズに応じた多様な子育て支援等を図るため、保育所や乳児院等の整備を推進する。

このため、群馬県立障害者リハビリテーションセンター（伊勢崎市）、神奈川県総合リハビリテーションセンター（厚木市）、（仮称）さいたま市子ども総合センター（さいたま市）、福祉センター跡地活用施設（川崎市）等の整備を推進する。

⑶　中央卸売市場

都市生活を支える生活サービス機能の整備を図るため、商品形態の変化、小売形態の変化、情報化の進展、食の安全に対する社会的要請の高まり等に対応して計画的に近代的な市場施設の整備を推進するとともに、老朽化や過密・狭隘化の著しい中央卸売市場の計画的な再整備を図る。

このため、東京都中央卸売市場豊洲市場の整備を推進する。

⑷　文化財の保存のための施設

文化が育む活力ある地域社会を形成し、歴史文化等に根ざした魅力ある空間を創出するなど、地域に存在する文化財等の適切な保存、継承、創造、活用等を図るため、史跡上野国分寺跡（前橋市・高崎市）の整備を推進する。

⑸　墓地及び火葬場

周辺環境に配慮しつつ、住民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、墓地の管理及び埋葬等が支障なく行われるなど、都市生活を支える生活サービス機能の整備に向け、土浦市営斎場、小田原市斎場の整備を推進する。

⑹　と畜場

食用に供するために行う家畜処理の適正の確保等、都市生活を支える生活サービス機能の整備を推進するため、群馬県食肉卸売市場（玉村町）の整備を推進する。

⑺　農林水産業施設等

消費地に近接する立地条件をいかして、地域特性に応じた農業を展開するとともに、農地・農業用水の確保と有効利用等を通じて、食料供給基地としての機能を強化する。農地の大区画化、汎用化、かんがい排水施設機能の維持・増進、農地防災等農業生産基盤の整備を効率的に推進するとともに、戦略的な維持管理・更新等に取り組む。

森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、森林の有する水源涵養等多面的機能の発揮を図るため、森林の整備・管理を計画的に推進する。

資源管理体制下での水産資源の適切な管理や安全で活力ある漁村づくり等を図るため、漁業地域の防災対策や漁港機能の集約化・再活用等に資する整備等を一体的に推進する。

このため、水戸市、下妻市、宇都宮市、栃木市・小山市、那須烏山市、茂木町、市貝町、渋川市・吉岡町、熊谷市、深谷市、久喜市・加須市、幸手市、野田市、我孫子市、印西市、中央市等においてかんがい排水施設の整備や中山間地域の総合的整備を図るなど、農業農村整備事業等を推進する。

また、常陸大宮市、群馬県利根川流域、市原市、相模原市等において森林整備事業等、桜川市、上野村、市原市、相模原市等において治山事業、茨城県沿岸域において水産基盤整備事業、小田原漁港において臨港道路整備事業を推進する。

○国土交通省告示第七百十二号

近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第十条第二項の規定において準用する第九条第一項の規定に基づき、近畿圏整備計画を次のように変更したので、同法第十条第二項の規定において準用する第九条第三項及び近畿圏整備法施行規則（昭和四十年総理府令第二十二号）第一条の規定により公表する。

平成二十八年四月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

近畿圏整備計画

序説
1　計画の意義
2　計画の性格
3　計画の対象区域と期間
4　計画の実施
［第１部］
第１章　近畿圏を取り巻く諸状況と課題
1　我が国をめぐる状況
2　我が国が目指す将来像
3　近畿圏をめぐる状況と課題
第２章　近畿圏の将来像とその実現のための施策
第１節　目指す姿
1　アジアのゲートウェイを担い、我が国の成長エンジンとなる圏域
2　日本の歴史・伝統文化が集積し、世界を魅了し続ける圏域
3　快適で豊かに生き生きと暮らせる圏域
4　暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域
5　人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域
第２節　人口規模の将来見通し等
1　人口
2　土地利用
第３節　実現のための施策
1　アジアのゲートウェイを担い、我が国の成長エンジンとなる圏域の実現のための施策
2　日本の歴史・伝統文化が集積し、世界を魅了し続ける圏域の実現のための施策
3　快適で豊かに生き生きと暮らせる圏域の実現のための施策
4　暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域の実現のための施策
5　人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域の実現のための施策
第４節　区域の指定に関する事項
1　近郊整備区域
2　都市開発区域
3　保全区域
［第２部］
第３章　施設の整備計画
1　道路
2　鉄軌道
3　港湾
4　漁港
5　空港
6　情報通信施設
7　河川
8　海岸保全施設
9　砂防設備
10　地すべり防止施設等
11　森林の保安施設